

平成23年御嵩町議会第5回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成23年11月28日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成23年11月28日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
議案第41号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議事日程第1号

平成23年11月28日（月曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案理由の説明

日程第4 議案の審議及び採決

議案第41号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高山 由 行	2番 山口 政 治
3番 安藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	7番 加藤 保 郎
8番 伊崎 公 介	9番 植 松 康 祐	10番 大 沢 まり子
11番 岡 本 隆 子	12番 佐 谷 時 繁	

欠席議員（1名）

6番 山 田 儀 雄

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 竹 内 正 康
教 育 長 丹 羽 一 仁	総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝
民 生 部 長 瀬 瀬 久 美	建 設 部 長 松 岡 学 一
教育担当参事 安藤 信 治	企 画 調 整 担 当 参 事 三 輪 康 典
総 務 課 長 田 中 康 文	企 画 課 長 加 藤 暢 彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二	議会事務局書記 渡 辺 一 直
----------------	-----------------

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、平成23年御嵩町議会第5回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

なお、6番の山田議員ですが、体調不良とのことで、本日の会議は欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配布してあります報告書のとおりですのでお願いをいたします。

それでは、招集者 渡邊町長よりあいさつをお願いいたします。

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

まだ先般、臨時議会を開催させていただいたばかりでありますけれど、人事院の勧告の関連で12月1日基準日となります職員の給与条例改正にみなさんの御審議を仰ぎたいということでお集まりをいただきました。きょう、11月28日ですので、あと1ヶ月経ちますと、仕事納めの役目ということで、大変みなさんお忙しい中、こうして御参集いただきましてありがとうございます。

今申し上げましたように12月1日基準日の職員の給与の改正について上程させていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 佐谷時繁君、1番 高山由行君の2名を指名します。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、去る11月15日の議会運営委員会でも本日1日と決めていただきました。これに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

それでは、付議事件の提案理由の説明を求めます。

議案第41号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し説明を求めます。

加藤企画課長。

企画課長（加藤暢彦君）

おはようございます。

御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、平成23年度人事院勧告に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。例年でございますと、人事院の勧告が出ますと、まずは国が人事院の勧告を決定し、その後、地方でも人事院の実施を決定するということになるわけでございますが、今年度につきましては、国家公務員の給与7.8パーセント引き下げをうたっております国家公務員特例法の関連もございまして、国においては、人勧の実施が見送られることになりました。しかし、本町のように、人事委員会を持たない小さな自治体におきましては、独自の調査を実施することは困難でございまして、職員の給与を見直す基準として人事院の勧告によることが通例でございます。今回の条例改正につきましては、当該勧告を実施するために必要な規定を整備するものでございます。

それでは、議案書の1ページ、資料綴りの1ページをお開きください。

議案第41号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。条例の第1条で、給料表の改正をうたっております。官民格差、平均0.2パーセントを是正するために、若年層を除き、給与月額を引き下げるものでございます。資料綴りの2ページから5ページをお願いいたします。この2ページから5ページにつきましては、給料表の現行のものと改正案が載せてございます。表の中で、金額のところアンダーラインが引いてあるところ、ここの部分が改正となるところでございます。

続きまして、第2条でございます。第2条で、平成18年条例第8号の条例の不足部分にございま

す補償給の割合を引き下げます。これは、第1条で給料表を減額変更したことに伴うものでございます。

続きまして、第3条でございます。第3条におきましては、平成18年度給与構造改革における経過措置額の変更、減給補償の段階的減額についてうたっております。平成24年度は、経過措置額の2分の1を減額。これは上限1万円でございますが、減額して支給し、25年4月1日には廃止するというものでございます。

続きまして、条例付則について説明をいたします。付則第1項におきましては、この条例については平成23年12月1日から施行すること。ただし、今申しました第3条の部分につきましては、平成24年4月1日から施行するということが明記されてございます。付則第2項では、4月から11月までに支払われた給与に対する官民格差について、4月分の給料、扶養手当、管理職手当、住居手当の合計額に0.37を乗じた額に、4月分から11月までの月数を乗じた額と、6月に支給された期末勤勉の手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額をそれぞれ12月に支給する期末手当から減額をするということが記載されてございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

ここでみなさんにお諮りをいたします。

通例でございますと、説明を受けた段階で暫時休憩に入りますけれども、既に全員協議会等でこの項につきましては説明をいただいておりますので、このまま暫時休憩せずに議会を続行したいと思っております。よろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

それでは、付議事件の提案理由の説明を求めます。

議案第41号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（谷口鈴男君）

以上で本臨時会に提出されました案件は、すべて終了しました。

ここで町長よりあいさつをお願いいたします。

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

ただいま上程させていただきました議案、全会一致で賛成をしていただきました。誠にありがとうございました。

12月に入ると、すぐまた定例会ということになります。定例会でも多くの議案を上程させていた

できます。説明でき得る限りの説明をさせていただきたいと思っておりますし、情報公開についてもしっかりと努めてまいりたいと思っております。

昨日の選挙では、大阪府で大変なことが起きております。また、中津川市長さんは12月定例会終了後、22日に辞職されるということを記者会見で発表されました。私は根底に御嵩町の住民投票があるのではないのかなと思っております。自分の町、地域のことは、自分たちで決める、これが本来の民主主義の姿、地域、国の姿ではないのかなと思います。今後、大阪府、大阪市との都構想、地方自治の方の改正がないとできないということですので、議論の場が国と地方自治体という関係になっていくかと思っております。しっかりと注目をし、その延長線上には、中京都構想というものも上がってくるでしょうし、また、いわゆる道州制というテーマも我々は取り組まなければいけないということになってくるやもしれません。そういう意味では、よそ様のことではありますけれど、少なくとも我々も情報としては、しっかりした情報を得ておくことが大切だと思っております。ぜひ議員のみなさんもそうした意味では、あらゆるところからの情報を得ていただきまして、いざというときに備えて、いろんな議論をしておいていただけたらありがたいなと思っております。

それでは、きょうも寒くなりましたけど、これからますます寒さが強まると思っております。健康に留意されまして、次なる定例会に臨んでいただくようお願いをいたしまして、本日のお礼とさせていただきます。本当にきょうは御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これもちまして平成23年御嵩町議会第5回臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前9時13分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員